

平成19年11月7日

国立大学法人高知大学の全構成員の皆様へ

国立大学法人高知大学学長選考会議

国立大学法人高知大学学長選考会議は、次期学長候補者の選考に向けて、「国立大学法人高知大学学長選考等規則」及び「国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則」に基づき、第一次学長候補者の選考や、学内公示、学内意向投票など定められた手続きを経て、去る10月17日の学長選考会議において、次期学長候補者の最終選考を行い、相良祐輔氏に決定しました。

本学の次期学長候補者の選考に関して生じている混乱についてお詫びするとともに、一部メディアによる報道や学内にある御意見の内容について、皆様に客観的なご判断をいただくため、学長選考会議としての見解を述べたいと思います。

## 記

### 1. 「学内意向調査」について

「学内意向調査」については、国立大学法人法第12条第1項において、「学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。」と規定され、この申出は学長選考会議の選考により行うこととされている(同条第2項) ことから明らかなように、法律上の必置措置ではなく、現に意向調査を学内規則で規定していない国立大学法人もあるところです。

しかしながら、本学学長選考会議としては、国立大学当時の過去の経緯等を踏まえ、学内意向調査をいきなり導入しないとするのは好ましくないとの判断から、「国立大学法人高知大学学長選考等規則」(以下「学長選考等規則」という。)第7条において、投票という形式で学内の意向調査を実施する旨規定したところです。(なお、この規定を審議した際に、職種内及び職種間における投票資格者の範囲を制限すべきか否か、すなわち学内意向という場合の意向の意味に関係する重要な議論や、意向投票は将来的には実施しない方向で良いのではないかと議論がありました。)このように、学内の意向調査(以下、「学内意向投票」という。)は、学長選考会議の各委員が学長候補者の最終選考に当たり、第1次学長候補者に関する「参考情報」として総合的に判断する材料の一つであると考えています。

学内意向投票については、「国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則」(以下「細則」という。)第13条第1項において、開票は学内意向投票管理委員会が行い、開票の妨げにならない範囲で公開すると定められており、開票が終わったときには、委員長は学内意向投票の結果を速やかに学長選考会議に報告しなければならない(「学長選考等規則」第11条)とされています。したがって、今回のような学長選考会議前日(10月16日)の朝刊に報道される事態が生じたことは、我々大学人自身の問題として厳しく反省すべき点があると考えています。

### 2. 今回の学内意向投票開票作業及びその後の経過について

10月5日に行われた学内意向投票とその後の開票作業及び開票作業終了後の一連の経過については、10月17日の学長選考会議において行われた学内意向投票管理委員会委員長からの報告では、規則上定められた「意向投票実施結果報告書」に記載されている両候補の票数は、高橋候補419票、相良候補378票でありました。なお、意向投票資格者総数は893名、投票者総数806名(うち期日前投票数148名)、であり、投票総数806票、うち有効投票は797票、無効投票9票となっています。開票開始及び終了時刻は16時05分から16時55分となっています。この「意向投票実施結果報告書」は学内意向投票管理委員会委員長名で学長選考会議宛に提出されています。

様式第5号(第15条第2項関係)

平成19年10月5日

学長選考会議 殿

学内意向投票管理委員会  
委員長 石川 充宏 印

意向投票実施結果報告書

平成19年10月5日に実施された学内意向投票の結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 意向投票資格者総数 893名  
2 投票者総数 806名(うち期日前投票数148名)  
3 開票開始及び終了時刻 16時05分から16時55分  
4 投票総数 806票  
有効投票 797票  
無効投票 9票

5 得票結果

学長第1次候補者氏名	得票数	備考
高橋 正征	419	
相良 祐輔	378	

また、この「意向投票実施結果報告書」と併せて提出された「学内意向投票開票業務の経過説明書」の内容は次のとおりです。

2007年10月9日

学長選考会議 殿

学内意向投票管理委員会

### 学内意向投票開票業務の経過説明書

学内意向投票開票に関して下記の問題が生じたので、時系列でその経過説明と委員会の対応を報告いたします。

・ 15:00に各投票所で投票を終了し、岡豊・物部投票所から朝倉投票所へ「投票箱(2個)」「残の投票用紙」「受付名簿」「期日前投票申出書・投票用紙の確認表」を運搬。

・ 16:05～16:55開票作業。

①期日前投票箱と当日の投票箱合計6個の投票箱の封印確認後、委員長が各投票箱を開け、委員が投票の実数を確認。

②開票作業開始前に委員全員で協議し、投票用紙に「学長候補者名記載枠」以外に氏名を記載したもの、姓だけを記載したもの、〇〇先生と敬称を記入したものは有効とするとした。

③全ての投票箱から投票用紙を出して混ぜ合わせ、開票作業開始。(開票事務担当職員)

④事務職員によって候補者ごとに20票の束にし、その枚数を委員が確認後輪ゴムで束ねた。

⑤二つの色違いの箱を机上に用意し、それぞれの候補者ごとに分けて入れた。20票に満たない束を最後に入れた。

⑥委員長が各箱の中の束を開票作業員全員の前で束を数えて票数の集計をし、開票作業を終了した。

・ 17:00～17:30 第2回学内意向投票管理委員会

①審議事項は、(1)開票結果について、(2)意向投票実施結果報告書について、(3)その他を審議後、「学内意向投票の結果確認書」に全委員8名が押印した。

②投票用紙の入った二つの箱を委員長が事務局に管理を依頼した。

③全ての作業終了後、委員会を解散した。

・ 17:30～17:45 部屋の片付け等(事務局)

・ 17:45頃 投票用紙の入った二つの箱を秘書課金庫に事務局が保管

・ 18:00頃 事務局が投票用紙等関係書類を整理するために箱を開けたところ、高橋票の箱の中に、相良票の20票1束が混入しているのが発覚。

・ 18:05 委員長へ電話連絡。委員長は秘書課へ行き、事務局から説明を受ける。

・ 18:08 事務局から各委員への連絡を開始した。

- ・ 19 : 40 全委員が集合し緊急委員会を開始(河本局長、片岡補佐同席)  
長時間にわたり審議を重ねた結果、委員会としての結論は下記のとおりとなった。  
○第2回学内意向投票管理委員会での報告書を学長選考会議に提出することを確認。  
○報告書に併せて時系列で判明している事実を列記し、学長選考会議に提出することを確認。
- ・ 21 : 00～21 : 30 秘書課管理の全ての投票用紙を委員全員により1枚ずつ確認して再集計をした結果、下記のとおりであった。
- 高橋正征 399票【419－20】  
相良祐輔 398票【378＋20】

なお、学内意向投票管理委員会の議事要録は次の内容となっている。

(第2回)

- 議事
- (1) 開票結果について  
石川委員長から、開票結果について報告があり、学長選考会議に報告する原本としての「学内意向投票の結果確認書」を作成する旨の説明が行われ、承認された。  
引き続き、「学内意向投票の結果確認書」を作成するに当たり、各委員が順次確認の後、押印され「学内意向投票の結果確認書」が作成された。
- (2) 意向投票実施結果報告書の作成について  
石川委員長から、学長選考会議に報告する、意向投票結果報告書を作成したので、各委員に確認願いたい旨の要請があり、各委員が確認の後、学長選考会議に報告することが承認された。  
また、事務局から、学長選考会議の開催について、10月17日(水)に実施予定である旨の報告が行われた。
- (3) その他  
各投票所における状況報告が行われた。

(第3回)

議事に先立ち、石川委員長から、急遽委員会の委員を召集した経緯等について説明が行われた。

議事

- (1) 意向投票実施結果報告書について  
石川委員長から、委員会としての対応案について協議したい旨の発言とともに改めて経緯等についての説明があり、各委員に対して発言を求められた。  
委員から各自の意見が述べられ、各委員の意見を集約し、対応策として下記の

①②とおりとすることとなった。

また、学長選考会議議長に報告を行うこととなり、途中から議長及び議長代理が同席することとなった。以降の内容については、議長からの要請により録音を行うこととした。

なお、議長から経緯等の説明が求められ、石川委員長から報告されるとともに各委員から補足説明等が行われた。

#### 記

① 既に作成済の意向投票実施結果報告書については、原文のとおり取扱う。ただし、経過説明書を時系列に作成し、添付することとする。

② 経過説明書については、委員長が原案を作成し、改めて委員会が確認し作成する。

#### (2) その他

次回の開催については、10月9日（火）開催することとし、改めて場所の連絡を行うこととなった。

なお、本日の会議議事等について、当面委員会限りの取り扱いとすることとなった。

### 3. 今回の学内意向投票結果の報告について

10月17日の学長選考会議においては、「国立大学法人高知大学学長選考会議規則」（以下「学長選考会議規則」という。）第6条の規定に基づき、学内意向投票管理委員会の委員長（以下「委員長」という。）に出席を求め、委員長から、「学長選考等規則」第11条の規定に基づく学内意向投票の結果の報告が行われました。この中で、資料として、「細則」第15条第2項に定める「意向投票実施結果報告書」に「学内意向投票開票業務の経過説明書」（以下「経過説明書」という。）を添付していることとあわせ、その経緯や内容について説明がありました。

委員長の退席後、この報告の取扱いについて協議したところ、各委員から、例えば、

- ・（委員長が）経過説明から入ったから奇異に感じた。（報告書）作成後の事象を同列で取り扱うことは問題である。
- ・（委員会は）どちらが正しい数字か判断できないのではないか。選考会議がしっかり議論すべき。（報告書）作成後のことは認められない、信憑性がない。
- ・この報告書では受け入れるべきではない。事実を受け入れるべき。
- ・委員全員で再集計したとなっている。これを正とすべきではないか。
- ・確認後の不正を否定するものがなければ無理。
- ・委員会としては2つ確認している。
- ・理論上、ミスも手を加えられた可能性もある。証拠がない。
- ・学長選考会議としては、①突き返すか、②受け止めて先に進むかのどちらかだ。
- ・委員長にどう確定したのか聞きたい。

などの意見が相次いだため、再度、委員長から開票手続きについて詳しく確認することとなり、委員長に再出席を求め、開票手順について確認を行いました。

委員長からは、開票作業時の詳細な作業内容の説明とともに、不手際があったことに対する謝罪がありましたが、その際、20票1束を作成したところでは過誤はないと断言できること、また、両候補ごとに集められていた票束の数を最終的に確認する際に、一束ずつ氏名を確認せず2束ずつ数えたことなどの発言がありました。(委員長退席)

この委員長からの説明を受けて、議長から、議長としては、10月5日の第3回学内意向投票管理委員会に途中から出席し事情聴取したが、開票作業時及びその後の経過において作為が入っている可能性はないと判断しており、委員長発言を考えると399対398を前提で進めたいとの発言がありました。しかしながら、委員からは、

- ・ミスも不正も理論上考えられる。
- ・委員会の合意を得たもので経過説明書の数字で出されたと思う。
- ・委員会の考え方が理解できない。経過説明書の内容が結論とも思えない。
- ・報告書を無効にしなければ受け取ったことになる。
- ・杓子定規な気がする。学長選考等規則第11条にいう報告には報告書と経過説明書が含まれるのではないか。
- ・2枚をもって様式5号としてはどうか
- ・議論は出揃った。意向投票は参考とする前提が皆にある。異存はない。

などの意見が出され、議論を重ねた結果、現場の実務をした委員会で一本化ができていない以上、どちらかを事実とするのは無理であるとの意見にほぼ集約されたことから、議長から、2つを学内意向投票管理委員会からの報告として受け取って審議する、学内の意向は明確であると判断するとの確認が行われました。その際、2つの数字を受け取り審議することができるとの認識であれば先に進むとの発言がありましたが、他に発言はありませんでした。このように、学長選考会議は、学内意向投票管理委員会の判断を尊重し、提出された「意向投票実施結果報告書」と「経過説明書」をそのまま受け取ることとし、その「報告」を参考として各委員が総合的に判断すれば良いとの結論に至り、委員全員の合意の下で、学長候補者の選考段階へ進んだものであります。

なお、その「報告」における両候補の得票数については前述のとおりであります。各委員は、この学内意向投票の結果がいずれの場合も高橋候補が第一順位であることを十分参考にして判断されたものと考えています。この場合、各委員がいずれの票差をどのように判断されたのかという点については、意向投票結果の重み付けの問題も含め委員一人ひとりの見識の問題として様々であり、その様々な見識や考え方に基づく議論の中で学長候補者を選考するという学長選考会議のそもそもの仕組みをご理解いただきたく思います。

#### 4. 学長候補者の選考に関する規則上の取り扱いについて

学長候補者の選考については、既に述べたように、国立大学法人法第12条第2項の規定により「学長選考会議」が選考を行うこととなっています。本学では、これを受けて、「学長選考会議規則」や「学長選考等規則」を整備しています。

「学長選考等規則」第12条第1項においては、「学長選考会議は、学内意向投票の結果を参考にして、学長候補者を選考する。」と規定されていますが、例えば、選考の方法や

選考の基準などについての特段の定めはありません。しかしながら、同規則第18条第2項では、「この規則の解釈及び運用について疑義が生じた場合は、学長選考会議が決定する。」と規定しています。

また、「学長選考会議規則」第5条第2項には、「会議は、出席した委員の過半数の賛成を持って議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。」と定められています。

## 5. 今回の学長候補者の選考手順について

10月17日の学長選考会議では、学長候補者の選考に当たって、議長から、各委員に選考上重視する観点についての意見を求めましたが、各委員からは、次のような意見が出されました。

- ①法人化後は、従来の教育・研究に加え経営能力も必要である。
- ②学内意向投票の結果を尊重すべきである。
- ③大学運営に対してリーダーシップが発揮できること。
- ④学内運営プロセスも考慮すべきである。
- ⑤現在の大学改革の方向性等を考慮すべきである。
- ⑥両候補者に対して出された質問(教職員組合からの公開質問状)に対する回答をもって判断する。 等

この間、各委員の間で様々な議論が行われましたが、議長として統一的な選考基準を設定することに全員の意見集約を図ることは困難であると判断し、最終的には、投票による意見集約を図ってはどうかとの「学長選考等規則」第18条第2項に基づく提案を行い、その提案については、委員全員一致の承認を得ました。(なお、この承認は、学長選考会議議長として、「学長選考会議規則」第5条第2項に基づく学長選考会議の議決と認めます。)

次に、議長から、投票を行うに当たりどのような方法を用いるかについて、各委員に意見を求めたところ、教授人事など各部局での実施方法等が複数の委員から紹介され、意見交換が行われました。その中では、議長に投票権を認めるかどうかについても議論が行われましたが、議長に投票権を認めると、可否同数の場合の議長の決定権との関係から、議長は2票持つことになりいかななものかという意見や、白票が出た場合はどうするかという意見などが出されました。

それを受けて、議長から次のような具体的な提案が行われました。

- ①「学長選考会議規則」についての議論を踏まえ、議長は投票を行わず可否同数のときは、議長が決する。
  - ②議長を除く9名の過半数の投票を獲得した者を学長候補者とする。
  - ③投票により行われるため、白票等の可能性もあり、議長を除く9名の過半数である5票の獲得がない場合については、再度日程調整を行い会議を開催し決する。
- との提案がなされ、この提案についても委員全員一致の承認が得られました。(なお、この承認は、学長選考会議議長として、「学長選考会議規則」第5条第2項に基づく学長選考会議の議決と認めます。)

この後、投票に移り、議長による開票の結果、相良祐輔氏が投票総数9票の過半数である5票を、高橋候補は4票を獲得されました。

学長選考会議としては、この結果を委員全員に対して再確認した上で、相良祐輔氏を学長候補者とするについて委員全員一致で承認しました。（なお、この承認は、学長選考会議議長として、「学長選考会議規則」第5条第2項に基づく学長選考会議の議決と認めます。）

## 6. 最後に

今回の学長候補者の選考は、以上述べてきたような手順、手続きを経て進められたものであり、学長選考会議としては、一部報道等で示されている過半数の解釈に関して規則違反であるかのような見解については誤解であると考えています。

また、学内意向投票結果の取り扱いに関して、意向投票であればこそ両候補者の順位ではなく票差の重要性を無視すべきでないという考え方から、2種類の票差をどちらかに確定せずにその後の段階に進んだことについてどう考えるかという点についても議論し、様々な意見が出ましたが、今回の場合は、いずれかの票差に確定することが他の一方の数字を無効と断定することになるという状況の下での合意であって、いずれの場合も高橋候補が第1順位であるという学内意向投票の結果を十分参考にして、各委員が最終的に選択されたものであり、学長選考会議の選考結果の有効性に疑義を生じさせるものではないと考えています。

なお、今回の学内意向投票開票作業及びその後の経過を踏まえて、今後の改善点等を検討するためにも事実調査が必要と判断し、学長選考会議議長から学長に対して、速やかに調査委員会の設置を要望することとしました。

最後に、このたびの混乱を招いたことについて本学の全構成員及び学外関係者の皆様に深くお詫びするとともに、なにとぞ正確な事実に基づいた客観的なご判断をいただきますようお願い申し上げます。

以上